

# 国民生活センターの見直しに関する選択肢

見直し案	独立行政法人		「特別の機関」として 国へ移行
	中期目標管理法人	単年度管理法人	
概要	○3～5年の中期目標管理を行う独立行政法人とする。	○単年度管理を行う独立行政法人とする。	○独立性を法的に担保した「特別の機関」として、国(消費者庁)に置く。
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の自主性・自律的裁量を有しつつ、計画的な枠組みの下で事務・事業を実施。</li> <li>・主務大臣が、3～5年の法人の中期目標を定めるとともに、業績評価も実施。</li> <li>・主務大臣の関与が強化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国との密接な連携を図りつつ、確実・正確な業務執行に重点を置いて事務・事業を実施。</li> <li>・主務大臣が、毎年度、法人に対して目標を指示するとともに、業績評価も実施。</li> <li>・役職員に公務員身分を付与。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の組織のうち、内部部局・審議会等、施設等機関のいずれにも分類されないもの。 (例：警察庁、国土地理院)</li> <li>・人事権や指揮監督権の独立性を法的に担保している「特別の機関」の例がある。</li> </ul>

出典：「独立行政法人改革に関する有識者懇談会」中間整理(平成25年6月)

「国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会」報告書(平成24年8月)